

13. 母子保健計画と市町村行動計画との 関係について

母子保健計画と市町村行動計画との関係について

1 母子保健計画の概要

【策定根拠】

「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)

【趣旨】

市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るために体制の確立に向けた母子保健計画を策定し、効果的な母子保健施策の推進に資するもの。

【作成の主体】

市町村

【作成時期・見直し】

母子保健計画は、平成8年度中に作成するものとし、概ね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更する。

* 策定状況：約9割の市町村で策定

2 「健やか親子21」の概要

【策定経緯】

我が国の母子保健は世界最高水準にあるが、乳幼児の事故死などの残された課題や思春期の健康問題などの新たな課題に対して、21世紀の母子保健のビジョンを示すために「健やか親子21」検討会にて検討を行い、平成12年に策定。

【健やか親子21の性格】

- (1) 21世紀の母子保健の主要な取組を提示したビジョン
- (2) 関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

【主要課題】

- (1) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
- (2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
- (3) 小児保健医療水準の維持・向上させるための環境整備
- (4) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

【推進方策】

- (1) 関係者、関係機関・団体が寄与しうる取組内容の明確化と自主的活動の推進
- (2) 各団体の活動の連絡調整等を行う「健やか親子21推進協議会」の設置
- (3) 計画期間（2010年まで）と達成すべき具体的課題を明確にした目標の設定

3 母子保健計画と市町村行動計画の関係

- 平成17年度以降は母子保健計画を市町村行動計画の一部として組み込むことが適當。

(理由)
 - ・市町村行動計画の対象と母子保健計画の対象は重なる
 - ・市町村行動計画の策定は全ての市町村に義務づけられている
- 市町村行動計画の策定に当たっては、すでに策定・見直しが行われている母子保健計画を踏まえることが適當。

資料 1 :

「母子保健計画の策定について」(平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号)

資料 2 :

「市町村における母子保健計画の見直しについて」

(平成 13 年 8 月 2 日雇児母第 46 号)

資料 3 :

「母子保健計画の策定状況」

資料 4 :

「母子保健計画と次世代育成支援対策推進法案に基づく市町村行動
計画の関係について」(平成 15 年 6 月 18 日事務連絡)

資料 5 :

「健やか親子 21 概要」

児 母 第 20 号
平成 8 年 5 月 1 日

各 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健主管部（局）長 殿

厚生省児童家庭局母子保健課長

母子保健計画の策定について

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律は、平成 6 年 7 月 1 日法律第 84 号をもって公布され、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとされた。

これに伴い、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、従来都道府県、政令市及び特別区が行っていた母子保健事業については、平成 9 年 4 月 1 日から原則として市町村に移譲されることとされたところである。

このため、今般、平成 9 年度からの市町村（特別区を含む。以下同じ。）における母子保健事業の効果的な施策の推進に資するよう、別添のとおり、「市町村における母子保健計画策定指針」を定めたので、ご了知の上、管下市町村及び関係団体等に周知徹底し、同指針を策定されるよう格段の御配慮を願いたい。

(別添)

市町村における母子保健計画策定指針

1 趣旨

母子保健事業の移譲に伴い、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供することができるよう、市町村において、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進することが必要とされている。このため、市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画を策定し、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。

2 作成の主体

母子保健計画は、市町村が策定するものとする。

3 作成体制

- (1) 市町村においては、母子保健担当部局を中心として母子保健計画を策定するものとし、保健、医療、福祉及び教育の連携を確保するため、児童福祉担当部局、教育委員会をはじめとする関係部門との緊密な連携を図るものとする。
- (2) 政令市以外の市町村においては、当該地域を管轄する保健所との連携を図り、その支援を得て母子保健計画を作成するものとする。

4 作成の時期

市町村における母子保健事業は平成9年4月の改正法施行後速やかに行われる必要があり、母子保健計画は、平成8年度中に作成するものとする。

5 他の計画との関係

母子保健計画は、他の規定による計画のうち母子の保健に関するものと調和を保つよう作成する必要がある。他の規定による計画には、医療計画、地域保健医療計画、地方児童育成計画等が考えられる。

6 母子保健計画の策定上の基本的視点

(1) 安全な妊娠、出産の確保

市町村において、妊婦に対し、妊娠初期から医学的管理と保健指導が行われ、妊婦が安心して出産を行える環境が整備される必要がある。また、都道府県における周産期医療対策との連携に十分配慮するものとする。

(2) 安心のできる子育て環境の確保

両親が出産、育児に必要な情報を得、隨時相談でき、必要に応じて医師、歯科医師、助産婦及び保健婦等による指導を受けることができる環境が整備される必要がある。

また、地域の保育所、幼稚園等における保健対策との連携に十分配慮し、子育てに関する総合的な施策が推進されるよう配慮するものとする。

(3) 健康的な環境の確保

子どもの事故等が防止され、安心して生活をおくることができる家庭環境、地域環境が整備されるとともに、適切な栄養、十分な運動の確保など、健康なライフスタイルを確立することのできるよう、児童の健康な成長に必要な環境の整備を含めた施策が推進されるよう配慮するものとする。

(4) 個人の健康状態に応じた施策の推進

障害や慢性疾患を有する子どもが、各自の健康状態に応じて、適切なケアを受けられるよう、医療機関、療育機関との連携が図られるとともに、フォローアップ体制が確立するよう配慮するものとする。

7 母子保健計画の内容

母子保健計画においては、以下の事項を盛り込む。

(1) 母子保健をめぐる現状

効果的な母子保健施策の確立を図るため、妊娠婦死亡数、新生児死亡数、乳児死亡数、疾病の発生動向などの現状及び経年的変化の状況等を盛り込む。

(2) サービス提供の現状等

母子保健計画には、母子保健における健康診査、保健指導及び訪問指導などのサービス提供の現状を把握し、評価した上、現状の概要及び問題点を盛り込む。その際、公的サービスについてはもちろん、母子保健推進員、愛育班等の活動についても明らかにする。

併せて、地域の保育所における保育対策、放課後児童対策、児童委員の活動状況等福祉施策や教育等関連施策の現状についても評価することが望ましい。

(3) サービスの目標

ア 総合的な目標

母子保健計画には、計画策定上の基本的視点に基づき、すべての子どもが健やかに成長することのできる地域社会の形成に向けた、保健、医療、福祉その他関連施策に関する総合的な目標を盛り込む。

イ 母子保健施策にかかる重点事項

母子保健計画には、市町村の母子保健の現状、提供されている母子保健、医療、福祉サービス等を勘案し、妊娠、出産、育児、その他関連分野について、その全部又は一部のうち、特に重点とすべき事項を掲げ、これを計画に盛り込むものとする。

具体的には、「6 母子保健計画の策定上の基本的視点」に掲げる事項のうち、特に重点的に推進すべき分野を定め、また各分野内での重点課題を設定し、地域の特性に応じた適切かつ効果的な事業を推進する。

ウ各事業の標準の設定

各事業の標準事業量については、以下の内容によるほか、別紙「市町村における母子保健事業に係る実施回数等の標準値の算定について」を参考として定められたい。

(ア)保健指導

市町村の規模に応じ、必要な回数の集団指導が行われるとともに、隨時面接相談又は電話相談等の個別相談に応じることができるようにする。

(イ)訪問指導

若年初産婦、妊娠中毒症等妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある疾病の既往をもつ者等のハイリスク妊娠婦、出生時又は出生後に異常のあった児及び育児不安を持つ者等で指導を必要とする者が、必要に応じ訪問指導を受けられるようになる必要がある。

(ウ)健康診査

当該市町村の健康診査の対象者が、必要な健康診査を受けられるようにする。

(エ)基盤整備、人材の確保

市町村保健センター、母子健康センター等、市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健婦、栄養士等の人材が確保されるようにする。

(オ)その他各種施策

すべての子どもが健やかに成長することができる社会の確立に向け、アに定める総合的な目標、及びイに定める母子保健施策にかかる重点事項の達成を図るために必要な施策が推進される必要がある。このため、地域の状況等を勘案し、「子どもにやさしい街づくり事業」（平成6年6月23日児発第610号厚生省児童家庭局長通知）等各種施策について目標を設定する。

8 目標年度の設定

母子保健計画には、計画の5年後を目途として目標年度を盛り込む。

9 計画の提出

市町村は、策定した母子保健計画について平成8年度中に都道府県（保健所）を経由して本職あて報告するものとする。

10 計画の見直し

母子保健計画については、概ね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更するものとする。

(別紙)

市町村における母子保健事業にかかる実施回数等の標準値の算定について

第1 総則

母子保健事業については、次の標準値を参考として実施することができるよう、概ね五年後を目途として目標年度を定め、段階的な整備を図る。大規模な人口を有する市又は人口規模の小さい町村においては、対象者の利用状況を勘案し、また事業提供が十分確保されるよう配意して、実施回数等を定めるものとする。

母子保健事業の実施回数等については、第2に定める標準値以上となるよう努めることが望ましいものである。

なお、市町村における事業の現状が標準値を上回る場合には、現状のレベルを維持ないし向上させるものとする。

第2 各則的事項

1 保健指導

(1) 集団指導

ア 母親学級

(ア)対象者

母親学級は妊娠を対象とし、特に初回妊娠の妊婦を重点とする。なお、必要に応じ、育児に不安を持つ経産婦等についても対象に含めることが望ましい。

(イ)標準回数

母親学級の標準回数は、次のとおりとする。

なお、妊娠届出数が、①より少ない市町村、①と②の間にある市町村、②を超える市においては、以下の回数を標準とし、妊娠届出数を勘案して決定するものとする。

① 年間妊娠届出が100人程度の市町村では、年4コース

② 年間妊娠届出が1000人程度の市では、年12コース

(ウ)留意事項

1コースの講習回数は、2ないし4回を標準とし、その地域の実情に応じて定めるものとする。

イ 育児学級

(ア)対象者

0歳から5歳の児童を有する者等を対象とする。

(イ)標準回数

育児学級の標準回数は、次のとおりとする。

なお、児童の数が、①より少ない市町村、①と②の間にある市町村、②を超える市においては、以下の回数を標準とし、児童数を勘案して決定するものとする。

- ① 0歳から5歳児が500人程度の市町村では、年6回
- ② 0歳から5歳児が5000人程度の市では、年48回

(ウ)留意事項

- ① 育児学級の実施にあたっては、1ないし4回を1コースとし、グループワークを中心とした継続指導を行うなど、地域の実情に応じて弾力的に運営することが望ましい。
- ② 育児学級の実施回数については、市町村の育児学級に対する需要、保育所及び児童館等の活動状況等を勘案して決定するものとする。
- ③ 育児学級の1回当たりの人数は、学級の目的及び内容並びに地域の実情に応じて定めるものとする。

ウ 婚前学級、新婚学級

市町村における母子保健に関する知識の普及状況、保健指導の需要等を勘案して実施回数を決定するものとする。

(2) 個別相談

ア 面接指導

(ア)標準回数

個別相談の標準回数は、次のとおりとする。

なお、年間出生数が、①より少ない市町村、①と②の間にある市町村、②を超える市においては、以下の回数を標準とし、年間出生数を勘案して決定するものとする。

- ① 年間出生数が100人程度の市町村では、年12回程度
- ② 年間出生数が1000人程度の市では、年24回程度

(イ)留意事項

(ア) に定める面接指導の標準回数は、市町村保健センター等で実施する集団健康診査と別の期日において実施する回数を定めたものであるが、市町村の実情に応じ、育児学級などに個別相談を併設するなど、活用を図ることとして差し支えない。

イ 電話による相談

電話による相談を必要とする者が、隨時相談することができ、助産婦、保健婦等による適切な対応を図ることのできる回数及び時間帯を設定するものとする。

2 訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導

妊産婦訪問指導は、初回妊娠の者、妊娠中毒症等妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある疾病的既往をもつ者、未熟児又はその他の異常児を出産した経験のある者、生活上特に指導が必要な者、妊娠、出産、育児に不安を持つ者等を重点対象とするものであり、その標準実施件数については、初妊婦の約2分の1とする。

なお、経産婦であっても、訪問指導を必要とすると認めた者についてはこれを行うものとする。

(2) 新生児訪問指導

新生児訪問指導の標準実施件数は、第1子、妊娠中母体に異常があった新生児、異常分娩で出生した新生児、出生時に仮死等の異常があった新生児、強い黄疸その他の異常のある新生児等を重点対象するものであり、その標準実施件数については、年間出生数の約2分の1とする。

3 健康診査

(1) 妊婦及び乳児健康診査（医療機関に委託して行う健康診査）

妊婦及び乳児それぞれにつき2回を基準とし、市町村の実情に応じて適宜回数を設定するものとする。

(2) (1)以外に実施する妊産婦及び乳幼児健康診査

市町村保健センター等において集団健康診査として行う、妊産婦及び乳幼児健康診査については、以下のとおりとする。

この場合、健康診査は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を修了した医師により行うことが望ましい。

ア 妊産婦健康診査

市町村における妊産婦の健康状態、妊娠中毒症等の発生状況を勘案するとともに、都道府県において平成8年度まで実施している対象妊娠月数を踏まえて決定する。

イ 乳幼児健康診査

(ア) 市町村における乳幼児の健康状態、疾病の発生状況等を勘案するとともに、平成8年度まで保健所で実施している対象年（月）齢を踏まえて決定する。

(イ) 特に3か月児（ないし4か月児）を対象とする健康診査の実施体制の段階的整備を図るものとする。

ウ 留意事項

乳児を対象として行う健康診査については、特に生後3か月（ないし生後4か月）の乳児が、(1)に規定する医療機関に委託して行う健康診査、又は集団健康診査の対象となるよう努めるものとする。

(3) 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査

ア 標準健康診査受診率

標準健康診査受診率は90%以上とする。

イ 開催回数に係る留意事項

年間出生数50人以下の町村においては、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を同時開催するなど、弾力的な運営をし、それぞれを合計して少なくとも年3ないし4回の健康診査を実施することが望ましい。

雇児母発第46号
平成13年8月2日

各 都道府県
政令市 母子保健主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

市町村における母子保健計画の見直しについて

市町村における母子保健計画については、平成8年5月1日付け厚生省児童家庭局母子保健課長通知「母子保健計画の策定について」において、概ね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとしているところであるが、この度の母子保健計画の見直しに当たっては、下記の点に留意するよう管内市町村、関係団体等に対し周知方、格段のご配慮をお願いする。

記

1. 地域の実情に応じ、住民参加の下、関係機関・団体の協力を得つつ、健やか親子21検討会において平成12年11月に策定された「健やか親子21」の趣旨を十分に踏まえた見直しを行うこと。
2. 変更された母子保健計画については、都道府県を経由し、原則として13年度中に本職あて電子媒体にて報告されたい。また、14年度以降に見直しを行う市町村については、変更次第報告すること。

母子保健計画の策定状況

1 母子保健計画の策定状況

(平成9年度末現在)

	策定市町村数	割合 (%)
母子保健計画の策定	2, 849	89. 1

* 全市町村数は3, 198

2 母子保健計画の見直しの状況

(平成14年4月現在)

	見直し市町村数	割合 (%)
14年度までに見直し(予定)	2, 601	80. 1
15年以降に見直し予定	334	10. 5
合計	2, 935	92. 6

* 未定・策定の予定なしの市町村：235

* 全市町村数は3, 170

* 「見直し」には今回初めて策定の場合を含む

事務連絡

平成15年6月18日

都道府県
各 政令市
特別区 } 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子保健計画と次世代育成支援対策推進法案に基づく
市町村行動計画の関係について

市町村における母子保健計画の策定・見直しにつきましては、日頃より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法案が今国会に提出され、現在その審議が進められています。

本法案の成立・施行により、市町村は、「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」に関する事項を含む、次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を平成17年度を初年度として作成することとなることから、今後の母子保健計画と市町村行動計画との関係について疑義が寄せられております。

当課としましては、市町村行動計画は「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」を対象とするものであり、従来の母子保健計画とその対象が重なること、また、市町村行動計画は、従来の母子保健計画と異なり、すべての市町村が法律に基づき、その策定を義務づけられるものであることから、平成17年度以降は、母子保健計画を市町村行動計画の一部として位置付ける方針で検討を進めておりますので、特に母子保健計画の見直し作業を進められている市町村におかれましては御留意いただきますようお願い申し上げます。

また、次世代育成支援対策の推進につきましては、次世代育成支援対策担当課と十分に連携を取ることが必要になりますので、その旨御留意の上、検討を進めていただきますようお願い申し上げます。